



鳥取県公報

平成17年4月8日(金)
第7676号

毎週火・金曜日発行

目 次

| | |
|------|--|
| 告 示 | 保育士試験の実施に関する事務の委任 (292) (子ども家庭課) 1 |
| | ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況等届出書の縦覧 (293) (循環型社会推進課) 2 |
| | 国土調査の成果の認証 (294) (耕地課) 2 |
| | 小型機船底びき網漁業の許可の申請期間 (295) (水産課) 3 |
| | 建設業法による建設業者に対する営業停止命令 (296) (管理課) 3 |
| | 指定水防管理団体の指定の一部改正 (297) (河川課) 4 |
| 公 告 | 保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示に よる通知 (4件) (森林保全課) 5 |
| 調達公告 | 一般競争入札の実施 (行政経営推進課) 9 |
| | 随意契約の相手方の決定 (出納室) 11 |

告 示

鳥取県告示第292号

児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第18条の9第1項の規定に基づき、次の法人を指定試験機関に指定し保育士試験の実施に関する事務の全部を行わせることとしたので、児童福祉法施行令 (昭和23年政令第74号) 第15条の規定により告示する。

平成17年4月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 指定試験機関の名称
社団法人全国保育士養成協議会
- 主たる事務所の所在地
東京都千代田区富士見一丁目2 - 32
- 試験事務を行う事務所の所在地
東京都千代田区富士見一丁目2 - 32
- 試験事務を行わせることとした日
平成17年4月1日

鳥取県告示第293号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）第8条の規定に基づき、その事業活動に伴ってポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管する事業者から平成16年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況に関する届出があったので、同法第9条及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則（平成13年環境省令第23号）第6条の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成17年4月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況等届出書の副本及びその添付書類

2 縦覧に供する期間

平成17年4月8日から3月間

3 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目271

鳥取県生活環境部循環型社会推進課

鳥取市江津730

鳥取県東部福祉保健局生活環境課

倉吉市東巖城町2

鳥取県中部総合事務所福祉保健局生活環境課

米子市東福原一丁目1 - 45

鳥取県西部総合事務所福祉保健局生活環境課

日野郡日野町根雨140 - 1

鳥取県日野総合事務所福祉保健局保健衛生課

鳥取県告示第294号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成17年4月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

| 調査を行った者の名称 | 調査を行った時期 | 成果の名称 | 調査を行った地域 | 認証年月日 |
|------------|----------------------|-----------------------------------|------------------------|-----------|
| 鳥 取 市 | 平成15年度から 平成16年度まで | 鳥取市（桜谷、杉崎、正蓮寺及び東今在家の各一部）の地籍図及び地籍簿 | 鳥取市桜谷、杉崎、正蓮寺及び東今在家の各一部 | 平成17年4月8日 |
| 〃 | 平成12年度から 平成16年度まで | 鳥取市（国府町神垣の一部）の地籍図及び地籍簿 | 鳥取市国府町神垣の一部 | 〃 |
| 〃 | 平成14年度から 平成16年度まで | 鳥取市（福部町南田及び福部町蔵見の各一部）の地籍図及び地籍簿 | 鳥取市福部町南田及び福部町蔵見の各一部 | 〃 |

| | | | | |
|-----|----------------------|--|--|---|
| 倉吉市 | 平成15年度から 平成16年度まで | 倉吉市（関金町泰久寺、関金町今西及び関金町堀の各一部）の地籍図及び地籍簿 | 倉吉市関金町泰久寺、関金町今西及び関金町堀の各一部 | 〃 |
| 八頭町 | 平成11年度から 平成16年度まで | 八頭町（国中の一部）の地籍図及び地籍簿 | 八頭郡八頭町国中の一部 | 〃 |
| 〃 | 平成12年度から 平成16年度まで | 八頭町（山田の一部）の地籍図及び地籍簿 | 八頭郡八頭町山田の一部 | 〃 |
| 琴浦町 | 平成11年度から 平成13年度まで | 琴浦町（大字八橋、大字笠見、大字丸尾、大字保、大字田越、大字浦安及び大字三保の各一部）の地籍図及び地籍簿 | 東伯郡琴浦町大字八橋、大字笠見、大字丸尾、大字保、大字田越、大字浦安及び大字三保の各一部 | 〃 |
| 〃 | 平成12年度から 平成14年度まで | 琴浦町（大字出上、大字赤碕及び大字八幡の各一部）の地籍図及び地籍簿 | 東伯郡琴浦町大字出上、大字赤碕及び大字八幡の各一部 | 〃 |
| 南部町 | 平成13年度から 平成16年度まで | 南部町（北方の一部）の地籍図及び地籍簿 | 西伯郡南部町北方の一部 | 〃 |
| 日南町 | 平成13年度から 平成16年度まで | 日南町（矢戸の一部）の地籍図及び地籍簿 | 日野郡日南町矢戸の一部 | 〃 |
| 〃 | 平成14年度から 平成16年度まで | 日南町（阿昆縁の一部）の地籍図及び地籍簿 | 日野郡日南町阿昆縁の一部 | 〃 |

鳥取県告示第295号

鳥取県海面漁業調整規則（昭和40年法律第46号）第9条第2項の規定に基づき、小型機船底びき網漁業に係る漁業法（昭和24年法律第267号）第66条第1項の許可の申請期間を平成17年4月8日から同月18日までと定めたので、同規則第9条第3項の規定により告示する。

平成17年4月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第296号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業者に対して営業停止命令を行ったので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり告示する。

平成17年4月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 処分をした年月日

平成17年3月30日

2 被処分者の商号、代表者の氏名及び主たる営業所の所在地並びに建設業の許可番号

(1) 株式会社所子建設 代表取締役 坂田奉明

西伯郡大山町所子263 - 1

鳥取県知事（般 - 12）第551号及び鳥取県知事（特 - 12）第551号

(2) 船越建設株式会社 代表取締役 船越秀志

西伯郡大山町押平763 - 1

鳥取県知事（般 - 14）第1704号及び鳥取県知事（特 - 14）第1704号

3 処分の内容

(1) 株式会社所子建設 代表取締役 坂田奉明

平成17年4月4日から同年4月18日までの15日間の営業の停止。当該営業の範囲は、鳥取県内において行う土木工事業、とび・土木工事業、管工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る営業（発注者から直接土木工事一式工事、とび・土工・コンクリート工事、管工事、ほ装工事及び水道施設工事を請け負う営業並びに発注者から直接建設工事を請け負う建設業を営む者が土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、管工事、ほ装工事及び水道施設工事として請け負った建設工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。）のうち公共工事（国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。以下同じ。）に係るもの又は公共工事以外の工事のうち国若しくは地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体が公布する給付金でこれらに類するものをいう。以下同じ。）の交付を受けて行うものに係るものとする。

(2) 船越建設株式会社 代表取締役 船越秀志

平成17年4月4日から同年4月18日までの15日間の営業の停止。当該営業の範囲は、鳥取県内において行う土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、屋根工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、ほ装工事業、内装仕上工事業、造園工事業及び水道施設工事業に係る営業（発注者から直接工事一式工事、建築一式工事、大工工事、とび・土工・コンクリート工事、屋根工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、ほ装工事、内装仕上工事、造園工事及び水道施設工事を請け負う営業並びに発注者から直接建設工事を請け負う建設業を営む土木一式工事、建築一式工事、大工工事、とび・土工・コンクリート工事、屋根工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、ほ装工事、内装仕上工事、造園工事及び水道施設工事として請け負った建設工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。）のうち公共工事に係るもの又は公共工事以外の工事のうち国若しくは地方公共団体の補助金の交付を受けて行うものに係るものとする。

4 処分の原因となった事実

(1) 株式会社所子建設 代表取締役 坂田奉明

同社は、建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査に係る申請書類に、同社の別途積立金について虚偽の記載を行い、これに基づいて得た経営事項審査結果によって不正に本県の入札参加資格を取得しようとした。このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

(2) 船越建設株式会社 代表取締役 船越秀志

同社は、建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査に係る申請書類に、同社のその他流動資産（未収利息）について虚偽の記載を行い、これに基づいて得た経営事項審査結果によって不正に本県の入札参加資格を取得しようとした。このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

鳥取県告示第297号

昭和55年鳥取県告示第605号（指定水防管理団体の指定について）の一部を次のように改正する。

平成17年4月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|-------|-------|
| | |

| 水防管理団体の名称 | 管理者 | 水防管理団体の名称 | 管理者 |
|------------|-------------|------------|-------------|
| 鳥取市 | 鳥取市長 | 鳥取市 | 鳥取市長 |
| 倉吉市 | 倉吉市長 | 倉吉市 | 倉吉市長 |
| 米子市 | 米子市長 | 米子市 | 米子市長 |
| 境港市 | 境港市長 | 境港市 | 境港市長 |
| 岩美町 | 岩美町長 | 岩美町 | 岩美町長 |
| | | <u>郡家町</u> | <u>郡家町長</u> |
| | | <u>船岡町</u> | <u>船岡町長</u> |
| | | <u>八東町</u> | <u>八東町長</u> |
| 若桜町 | 若桜町長 | 若桜町 | 若桜町長 |
| 智頭町 | 智頭町長 | 智頭町 | 智頭町長 |
| <u>八頭町</u> | <u>八頭町長</u> | | |
| 三朝町 | 三朝町長 | 三朝町 | 三朝町長 |
| | | <u>関金町</u> | <u>関金町長</u> |
| 北条町 | 北条町長 | 北条町 | 北条町長 |
| 大栄町 | 大栄町長 | 大栄町 | 大栄町長 |
| 湯梨浜町 | 湯梨浜町長 | 湯梨浜町 | 湯梨浜町長 |
| 琴浦町 | 琴浦町長 | 琴浦町 | 琴浦町長 |
| 日吉津村 | 日吉津村長 | 日吉津村 | 日吉津村長 |
| | | <u>淀江町</u> | <u>淀江町長</u> |
| 大山町 | 大山町長 | 大山町 | 大山町長 |
| | | <u>名和町</u> | <u>名和町長</u> |
| | | <u>中山町</u> | <u>中山町長</u> |
| 南部町 | 南部町長 | 南部町 | 南部町長 |
| 伯耆町 | 伯耆町長 | 伯耆町 | 伯耆町長 |
| 日南町 | 日南町長 | 日南町 | 日南町長 |
| 日野町 | 日野町長 | 日野町 | 日野町長 |
| 江府町 | 江府町長 | 江府町 | 江府町長 |

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）山陰起業株式会社代表の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成17年4月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 森林所有者等の所有又は権利に係る八頭郡若桜町大字根安字荒津返504の3、504の5、字向小谷520の5の土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成17年3月22日付鳥取県告示第180号）の内容
（告示の内容）
- (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
八頭郡若桜町大字根安字荒津返504の3、504の5、字向小谷520の5
- (2) 保安林として指定された目的
水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
八頭郡若桜町大字根安字荒津返504の35、字向小谷520の1（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 通知の掲示場所 若桜町役場
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成17年4月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成17年3月22日付鳥取県告示第182号）の内容
（告示の内容）
- (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

| | |
|---------|--------------------|
| 藤 原 市 蔵 | 八頭郡若桜町大字諸鹿字鹿谷925 |
| " | 八頭郡若桜町大字諸鹿字鹿谷925の1 |
| " | 八頭郡若桜町大字諸鹿字鹿谷925の2 |
| 岸 本 修 | 八頭郡若桜町大字諸鹿字鹿谷927の4 |

| | |
|---------|----------------------|
| 〃 | 八頭郡若桜町大字諸鹿字鹿谷927の7 |
| 毛利 嘉 宏 | 八頭郡若桜町大字諸鹿字鹿谷927の38 |
| 西 浦 藤 蔵 | 八頭郡若桜町大字諸鹿字鹿谷927の39 |
| 〃 | 八頭郡若桜町大字諸鹿字鹿谷927の40 |
| 田 中 利 行 | 八頭郡若桜町大字諸鹿字鹿谷927の57 |
| 〃 | 八頭郡若桜町大字諸鹿字鹿谷927の79 |
| 垣 谷 喜 博 | 八頭郡若桜町大字諸鹿字鹿谷927の105 |

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 若桜町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成17年4月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成17年3月22日付鳥取県告示第183号）の内容

（告示の内容）

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

| | |
|---------|-------------------------|
| 木 島 繁 彦 | 八頭郡若桜町大字屋堂羅字カアケ谷1202の68 |
| 〃 | 八頭郡若桜町大字屋堂羅字カアケ谷1202の70 |
| 太 田 松 治 | 八頭郡若桜町大字屋堂羅字カアケ谷1202の78 |
| 三 島 幸 雄 | 〃 |
| 伊井野 光 治 | 八頭郡若桜町大字屋堂羅字カアケ谷1202の82 |

| | |
|---------|---|
| 太 田 松 治 | 〃 |
| 三 島 幸 雄 | 〃 |

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 若桜町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成17年4月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成17年3月22日付鳥取県告示第184号）の内容
(告示の内容)

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右表の掲げる場所

| | |
|---------|----------------------|
| 熊 田 嘉 恵 | 八頭郡智頭町大字芦津字虫谷下奥1121 |
| 武 田 市 治 | 八頭郡智頭町大字芦津虫谷下口1125の2 |
| 三 島 幸 雄 | 八頭郡智頭町大字芦津虫谷下口1125の4 |

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 智頭町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年4月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 件名及び数量

県立施設予約システム導入支援業務 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁内

(4) 履行期間

平成17年5月1日から平成18年1月31日まで

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次の(1)から(3)までの要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成16年鳥取県告示第998号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加者資格のうち、役務の情報処理サービスに登録されている者であること。

(3) 平成17年4月8日（金）から同月22日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県総務部行政経営推進課

4 入札手続等

(1) 入札に係る問合せ先

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部行政経営推進課

電話 0857 - 26 - 7614

電子メールアドレス gyouseikeiei@pref.tottori.jp

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成17年4月8日(金)から同月15日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時までの間交付する。

(3) 郵便等による入札

不可とする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

平成17年4月22日(金)午後3時

鳥取県庁第1会議室(鳥取県庁本庁舎地下1階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を、4の(1)の場所に平成17年4月18日(月)午後2時まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者として

ある。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年4月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 調達役務の名称及び数量 鳥取県物品電子調達システム開発業務委託 一式
- 2 契 約 方 式 随意契約
- 3 契 約 日 平成17年3月14日
- 4 契約の相手方の名称及び
所在地 株式会社日立情報システムズ 山陰営業所
鳥根県松江市御手船場町伊勢宮551
- 5 契 約 金 額 45,150,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項
第2号及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号に
該当
- 7 契約事務担当部局の名称 鳥取県出納局出納室
及び所在地 鳥取市東町一丁目220

